

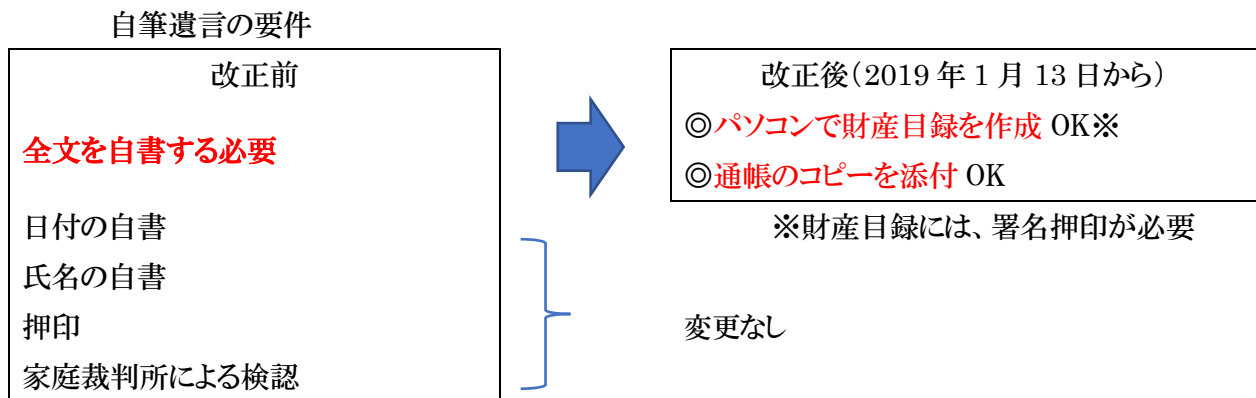
自筆証書遺言の方式緩和

2018年7月6日、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律(平成30年法律第72号)が成立し、同年7月13日に公布されました。いわゆる「改正相続法(改正民法)」と言われるもので、約40年ぶりの大改正です。この改正の中で、今回は、民法大改正のうち先行して1月13日から施行する自筆証書(全文を手書きで作る遺言書)の方式緩和についてご紹介します。

財産目録はパソコン作成でも OK

これまで自筆証書によって遺言をするには、遺言者自らが全文を手書きしなければならず、他人の代筆やパソコン等で作成した文書を印刷したものでは、法的に無効となってしまいます。そのため、不動産を多数所有している人や預貯金口座を多数保有している人が、具体的な不動産や口座ごとに受取人(相続人・受遺者)を指定したい場合は、正確な所在地番や口座番号を記載する必要がありました。しかし、このような財産の特定に関する記載は、高齢者にとっては、大きな負担であり、また誤記のリスクも高くなってしまいます。

そこで、不動産や預貯金口座等の相続財産を特定するための「目録」については、手書きに代えて、不動産については登記事項証明書を、預貯金口座については通帳のコピーを別紙として添付して、全頁に署名・押印をすることで、より誤記のない正確な遺言を作成することが可能となります(この「目録」を修正等する場合には、手書き及び押印による修正をしなければなりません)。



2019年1月13日施行

また、施行日前(2019年1月13日より前)に作成された自筆証書遺言には、上記の規定は適用されませんので、あくまで2019年1月13日以降に作成する遺言書でなければならない点も注意してください。ただ、今回の自筆証書遺言の方式緩和を受け、より気軽に、より軽負担で、自筆の遺言が作成しやすくなりました。さらに2020年7月10日からは、自筆証書遺言を法務局に保管することもできるようになる予定です。

それでも、裁判所による検認が必要など、その他の要件はそのままです。やはり遺言は、公証役場で公正証書にすることをお勧めします。

